

市有財産（旧上伊勢保育園（土地・建物））売却
物件調書及び契約条件【応募先着順】

1 入札物件

(1) 物件名

旧上伊勢保育園（土地・建物）

(2) 物件概要（物件調書）

所在地	富山県氷見市伊勢大町二丁目 164 番 1	
土 地	地 目	宅地
	面 積	3,107.66 m ²
建 物	建 設	昭和 51 年 3 月
	構 造	鉄筋コンクリート造平家建
	床面積	950.40 m ²
最低売却価格	3,470,000 円	
接面道路の状況	東側幅員約 3.1m（車道 2.1m、路肩 1.0m）、舗装済み 南側幅員約 3.7m（車道 2.7m、路肩 1.0m）、舗装済み	
都市計画法及び 建築基準法上の 主な制限	用途地域	近隣商業地域
	建ぺい率・容積率	建ぺい率：80%、容積率：300%
	防火地域	無
	高度地区	無
私道の負担等に 関する事項	負担なし	
供給施設の状況	電 気	可
	ガ ス	プロパン
	上水道	可
	下水道	可
交通機関	加越能バス「伊勢大町」停留所まで約 200m JR 氷見駅まで約 500m	
公共施設	朝日丘小学校まで約 1.0 km 南部中学校まで約 1.0 km	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は未登記です。 ・売却価格は土地価格として決定することから、売却価格への消費税の課税はありません。 ・アスベスト調査の結果、建物にアスベストが含有されていることが報告されています。調査報告書は閲覧可能です（実施要領「3 資料の閲覧」を参照。）。 ・地下埋設物、土壤汚染の調査は実施していません。 ・対象物件は、令和元年度まで上伊勢保育園として利用されていた土地及び建物で、建物は令和 2 年 3 月以降、使用されていません。敷地内の設 	

	<p>備及び什器備品等は、使用停止後一切使用しておらず、その動作や性能については保証しません。また、その使用や処分等に要する費用は、落札者の負担となります。</p> <p>・物件の引き渡しは現状有姿のままで行います。土地及び建物内に存在する一切の設備及び什器備品等は市で撤去せず、所有権移転と同時に落札者の所有となります。</p>
--	---

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

2 契約条件

- (1) 落札者は、売買物件を福祉もしくは産業の振興に寄与する目的の用又は居住の用に供さなければなりません。
- (2) 落札者は、契約の締結の日から起算して3年以内に、前号の目的の用に供するために着手しなければなりません。
- (3) 落札者は、前号の着手にあたり、売買土地と西側法定外公共物との境界を判別可能とする建築物または構造物（フェンスや境界ブロック等）を、境界全体（延長約50m）に設置しなければなりません。（別紙「物件資料」の「位置図（その2）」参照）
- (4) 売買土地及び西側法定外公共物の周囲には一体のフェンスが設置されていますが、西側法定外公共物は売却の対象としないため、落札者が売買土地上の既存フェンスを撤去もしくは改造等する場合においても、西側法定外公共物上の既存フェンスの機能の喪失につながるような措置は行ってはいけません。また、落札者は、売買土地上のフェンスを撤去もしくは改造等する場合には、事前に市と協議を行わなければなりません。（別紙「物件資料」の「位置図（その2）」参照）
- (5) 落札者は、売買物件上に建築する建築物を次に掲げる用途に供してはいけません。また、その目的をもって売買物件を求める者に譲渡又は貸与してはいけません。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する用途
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに規定する暴力団等の事務所その他これらに類する用途
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これらに類する用途
- (6) 落札者は、契約の締結の日から起算して5年間は、市の承諾を得ない売買物件の第三者への所有権移転、貸与、又は物件への地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定を行ってはいけません。ただし、物件の取得目的を変更しない所有権移転等（取得目的を宅地造成とする場合における、造成後の土地購入者への売却等）については、市の承諾は不要とします。
- (7) 売買物件上に建築物等を建築する際は、次の事項を遵守しなければなりません。
 - ア 関係法令を遵守するとともに事前に関係行政庁と協議を行うこと。

イ 市の関係条例等を遵守すること。

ウ 近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意すること。

(8) 所有権移転後、この物件の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、落札者の負担とします。